

飯 豊 町 水 道 事 業

令和7年度 水質検査計画



水質検査とは

水質基準に適合し安全な水道水であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは

水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

目 次

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の注意点
- 4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由
- 5 臨時の水質検査
- 6 水質検査の方法
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

1 基本方針

飯豊町水道事業は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質の検査を実施します。

水質検査計画には、水道法施行規則第15条第1項に定めるところにより、水道事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由を記載します。

水質検査計画による測定結果については、評価のうえ、需要者に対して公表します。

2 水道事業の概要

・給水状況

区分	上水道	簡易水道
給水人口（令和5年度末）	6,089人	159人
普及率（令和5年度末）	99.2%	79.5%
給水戸数（令和5年度末）	2,185戸	79戸
一日最大給水量（令和5年度末）	2,992 m ³	246 m ³
一日平均給水量（令和5年度末）	2,496 m ³	87 m ³

・主な水源の名称及び種別

	名称	種別	処理方法
上水道	中水源	地下水	次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌
	萩生水源	湧水	次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌
	小白川水源	表流水	PAC・苛性ソーダ注入後の凝集沈殿及び急速ろ過 次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌 粉末活性炭注入による脱臭
簡易水道	高造路水源	湧水・地下水	次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌
	小屋水源	湧水	次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌

・上水道

令和4年8月豪雨により被災した萩生水源の導水管の一部が復旧したこともあり、前野水源及び三宝荒神を水源とする萩生原水と、中地区の地下水を水源とする中原水は滅菌処理し萩生配水池に貯水され、主に中・萩生地区へと配水されます。

置賜白川を水源とする小白川原水は、小白川浄水場で処理し中央配水池に貯水され、主に黒沢・椿・小白川・松原・添川・手ノ子・高峰地区へと配水されます。

*水源間を融通させていますので、時期により配水区域が変動します。

・簡易水道

大清水・草加清水・高造路を水源地とする高造路原水は、滅菌処理され高造路配水池に貯水し、高造路・岩倉・川内戸・上屋地（内長者原を除く）・白川・下屋地・上原・宇津沢・数馬・遅谷（内越戸沢を除く）・須郷地区へと配水されます。

小屋地区の湧水を水源とする小屋原水は、滅菌処理し小屋地区へと配水されます。

3 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の注意点

水道の原水の状況として、原水の汚染要因及び水質管理上注目しなければならない項目を示しました。

	名称	原水の汚染要因	水質管理上注目すべき項目
上水道	中水源	・揚水による濁水発生	・濁度
	萩生水源	・降雨等による高濁水発生 ・糞便汚染	・濁度 ・クリプトスポリジウム
	小白川水源	・降雨等による高濁水発生 ・油類等による突発汚染事故 ・臭気物質の混入	・濁度 ・PH値 ・かび臭
簡易水道	高造路水源	・降雨等による高濁水発生 ・糞便汚染	・濁度 ・クリプトスポリジウム
	小屋水源	・降雨等による高濁水発生 ・糞便汚染	・濁度 ・クリプトスポリジウム

4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

・浄水検査について

（１）検査の項目

浄水においては法令（水道法）で検査が義務付けられている毎日検査項目（別表１参照）、水質基準項目（別表２参照）、また、検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目（別表３参照）について検査を行います。

（２）検査の地点及び頻度

① 毎日検査項目

〔検査地点〕

それぞれの配水系統の末端部付近の給水栓８箇所で実施します。（図-１・図-２ ■ 参照）

〔検査頻度〕

１日１回、年３６５日検査を行います。

② 水質基準項目

〔検査地点〕

それぞれの配水システムの末端部付近の給水栓 4 箇所で実施します。(図-1・図-2 ▲参照)

〔検査頻度〕

水質基準項目(51項目)のうち、省略不可能とされている9項目については、毎月1回年12回検査を実施します。

そのほかの42項目については、年4回実施します。(過去3年間における検査結果の濃度が、基準値の10分の1以下の場合には3年に1回まで、基準値の5分の1以下の場合には年に1回まで検査頻度を減らすことができますが、水質が年間を通して安定し良好であることを確認するために、検査頻度を減らすずに年4回実施するものです。)

また、臭気の原因となるジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについて、5月から11月の間、週1回小白川浄水場内で検査を実施します。

③ 水質管理目標設定項目

〔検査地点〕

小白川水源システム末端部給水栓において実施します。ただし、PFOS 及び PFOA については、それぞれの配水システムの末端部付近の給水栓 4 箇所で実施します。(図-1・図-2 ▲参照)

〔検査頻度〕

年1回実施します。

・原水検査について

原水については、すべての水源において原水基準項目(別表4参照)を年1回検査します。

また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(厚生労働省)に基づき、滅菌処理のみの水源(萩生・高造路・小屋)において、汚染の有無を判断するためのクリプトスポリジウム等検査(別表5参照)を3か月に1回実施します。また、クリプトスポリジウム等検査を実施しない月においても、汚染の指標菌として有効な大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査(以下「指標菌検査」)を実施します。中水源については、地表水が混入していない井戸から取水した被圧地下水が原水であることからクリプトスポリジウム等検査及び指標菌検査をそれぞれ年1回実施し、小白川水源については、浄水場において滅菌処理のほかに凝集沈殿及びろ過を行っており、浄水濁度を常時 0.1 度以下に維持しているためクリプトスポリジウム等検査を3か月に1回、クリプトスポリジウム等検査を実施しない月においても、指標菌検査を実施します。

*小屋水源については4月及び12月から3月までの4か月間については、雪崩等の危険があり原水の採水ができないため、クリプトスポリジウム等検査及び指標菌検査は浄水(給水栓から採水)において実施します。

その他、小白川水源において、臭気の原因となるジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについて、5月から11月の間、週1回検査を実施します。

・放射性物質検査について

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の放射性物質漏洩事故による

水道水への影響を継続的に調査するとともに安全性を確認するため、国土交通省のモニタリング方針に基づき、放射性物質の検査（別表6参照）を行います。

検査地点は、表流水を原水とする小白川浄水場内浄水池とし、検査頻度は3か月に1回とします。

5 臨時の水質検査

以下の場合には、臨時の水質検査を行います。

- （１） 水源の水質が著しく悪化した場合。
- （２） 水源水質に異常があった場合。
- （３） 水源付近、給水区域及びその周辺等に消化器系感染症が流行している場合。
- （４） 浄水過程に異常があった場合。
- （５） 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合。
- （６） その他、必要があると認められる場合。

6 水質検査の方法

検査及び成績書の発行までの業務を、水道法第20条第3項の定めにより国土交通大臣登録検査機関に委託して行います。委託相手方は精度及び信頼性を考慮して選定します。

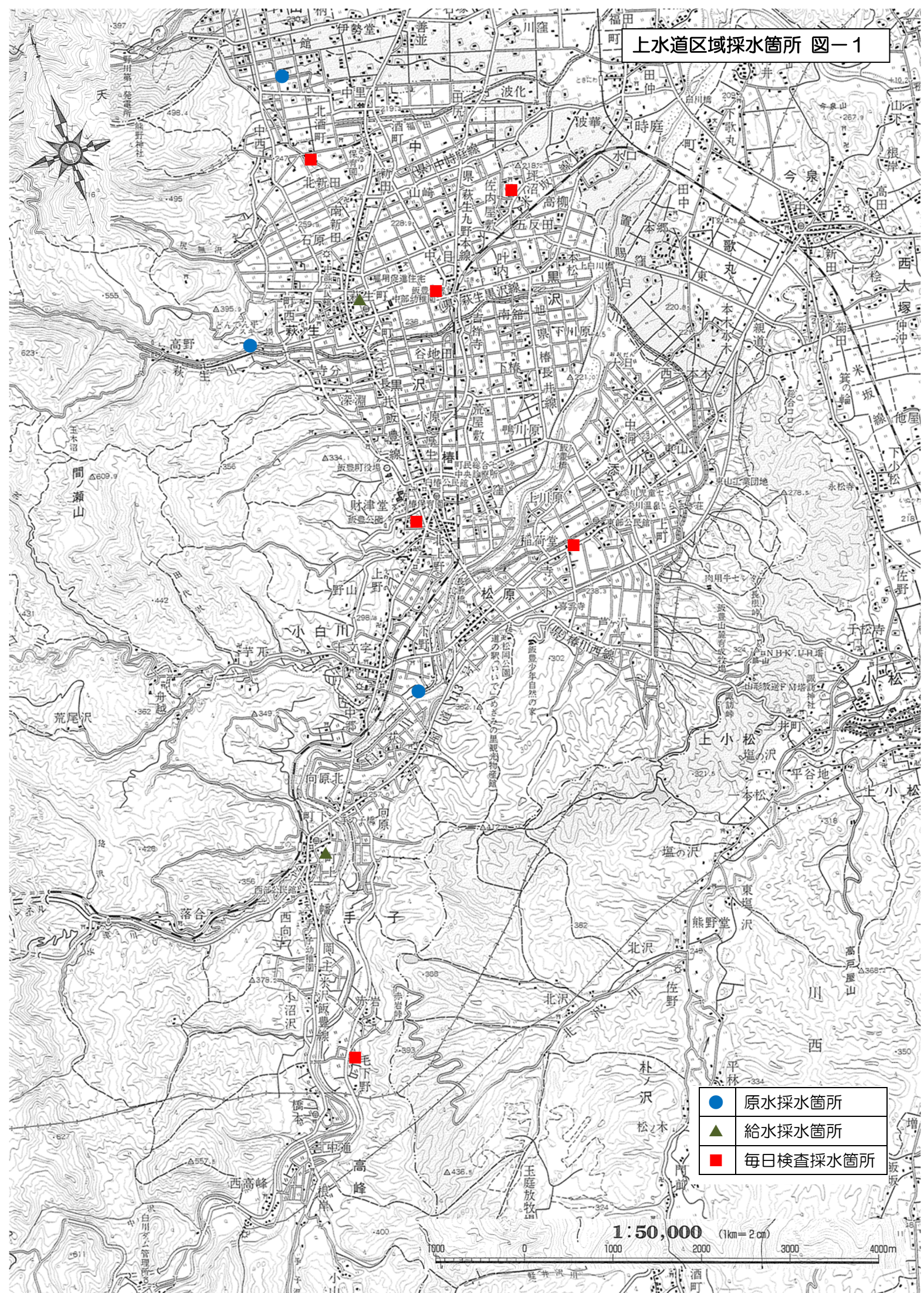
7 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

飯豊町水道事業では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえ水質検査計画を策定し、水道水が安全で良質であることを更にご理解いただけるよう、水質検査結果と併せ飯豊町ホームページで公表します。

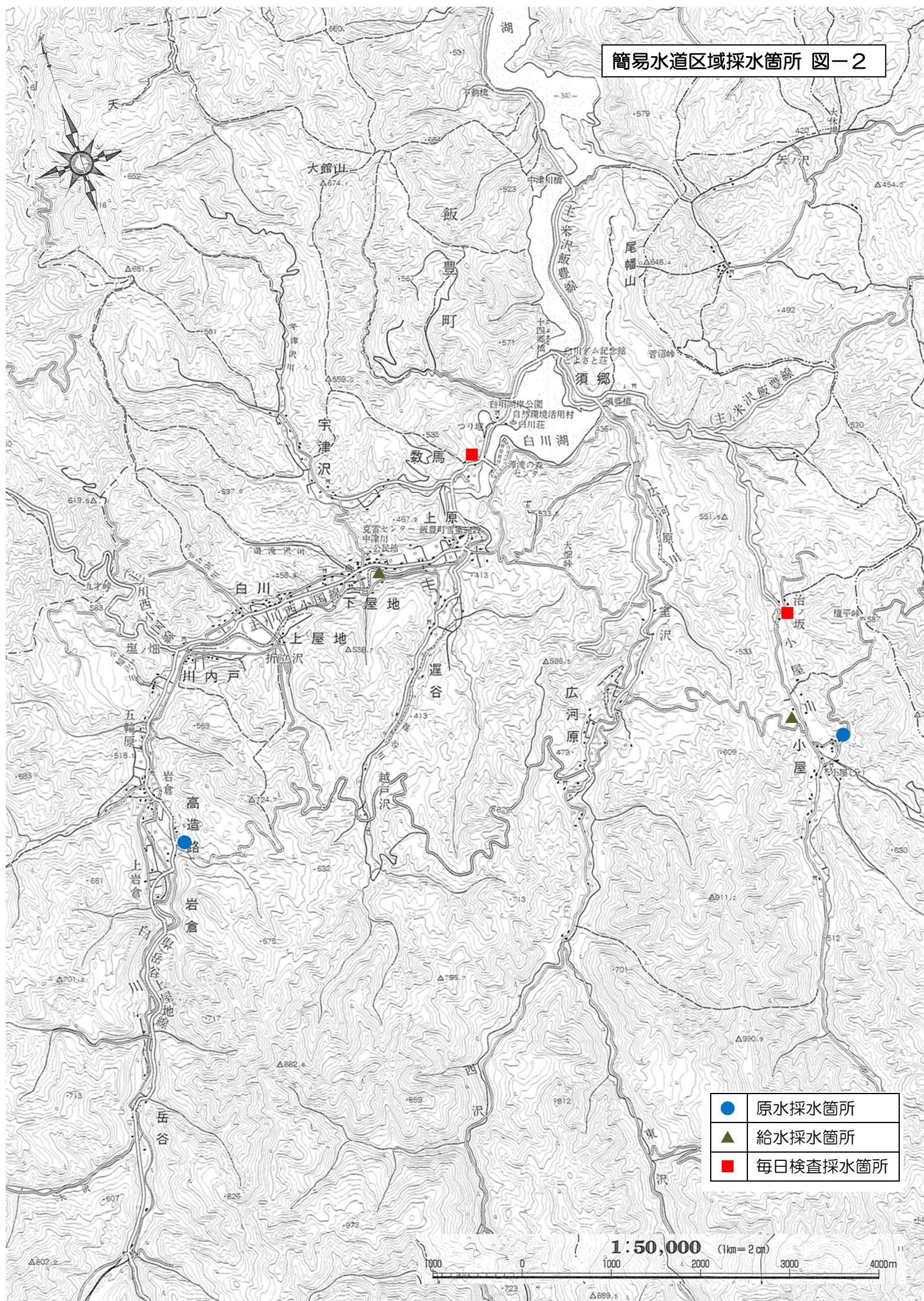
承ったご意見は、次年度の水質検査計画に役立てますので、ご意見・ご質問等ございましたら飯豊町地域整備課上下水道室までご連絡ください。

お問合せ先 〒999-0696
山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2,888 番地
飯豊町役場 地域整備課 上下水道室
TEL 0238-87-0515
E-mail:i-jougesuidou@town.iide.yamagata.jp

上水道区域採水箇所 図一 1



簡易水道区域採水箇所 図-2



●	原水採水箇所
▲	給水採水箇所
■	毎日検査採水箇所

1:50,000 (1km=2cm)

1000 0 1000 2000 3000 4000m